

第2回 PHR ガイドライン策定会議（ELSI 専門部会） 議事録

日時：2020 年 11 月 18 日（水）10:00～12:00

場所：各自（Web 会議）

【出席者】（敬称略、★理事）

<一般社団法人 PHR 普及推進協議会>

TMI 総合法律事務所

京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門/健康科学センター

株式会社ヘルステック研究所

和歌山県立医科大学 情報基盤センター

水戸 重之★

石見 拓

阿部 達也

山本 景一

<専門委員/部会員>

武蔵野大学法学部

TMI 総合法律事務所

合同会社 beyondS

京都大学 環境安全保健機構 健康管理部門/健康科学センター

同上

樋口 範雄

齋藤 俊

高橋 翼

島本 大也

立山 由紀子(事務局兼務)

<事務局>

一般社団法人 PHR 普及推進協議会

河内 文子

<オブザーバー>

経済産業省

同上

同上

株式会社 NTT データ経営研究所 社会基盤事業本部 ライフ・バリュ

ー・クリエイションユニット ヘルスケアグループ

株式会社シード・プランニング リサーチ&コンサルティング部

飯村 企画官

山田 専門官

高木 係員

井上 裕章

渡辺 直樹

計 15 名

【議題】

1. 国の PHR ガイドライン策定の方針について

- ・ （石見理事）国の PHR ガイドライン策定の進捗について報告

<主な点>

- ✓ 先月末に経産省・総務省による「国民の健康づくりに向けた P H R の推進に関する検討会 民間利活用作業班」が再開された。
- ✓ 国の方では「健診等情報」を扱うことが明確となった。

2. 各専門部会での検討内容・論点の共有について

- ・ 本ガイドライン（指針）の対象について（修正案の確認）

- ・ （石見理事）前回までの議論を踏まえて修正した本指針の対象について説明。

<主な点>

- ✓ PGD という考え方を大事にして、「自らのもとで生まれたデータを本人が活用するための PHR」という基本コンセプトについては変更なし。
- ✓ 「国民自らが積極的に活用すべき健診等情報」が国の検討会で定義づけされた。
- ✓ マイナポータルで国民に情報を返す健診等情報について、国の方である程度定めることが決まり、その範囲について国の方で議論が進んでいる。
- ✓ ライフログ等を含めて、国の方でカバーしない範囲について本事業で議論を進めていく。
- ✓ 「診断情報等」と書くと誤解を与えるので記載は検討するが、がんの告知など本人に返すべきかコンセンサスが定まっていない情報については、国の方で定める方向である。
- ✓ 他部会の議論を踏まえて、さらに修正図を修正予定としている。
- ・ （水戸理事）健診等情報以外の PHR（一部、健診等情報の詳細）が、本事業のアウトプットになるという理解で良いか。
- ・ （石見理事）そのような理解でよい。

・ **本ガイドライン（指針）における用語・定義の確認**

- ・ （立山部会員）前回提示していた用語集の進捗について共有。「仲介者」に対する用語の定義を追加している。他に整理をすべき用語があればご提案いただきたい。
⇒ 特に追加なし。

・ **リファレンスアーキテクチャーについて**

- ・ （高橋部会員）リファレンスアーキテクチャーについて説明。

<主な点>

- ✓ PHR にかかるプレイヤーの「ビジネス関係図の全体像」「データの流れ」について整理した。
- ✓ 医療部会・情報部会からのご意見を踏まえて修正予定である。
 - ※ 医療部会からは、「自治体が提供する PHR は別途整理すべきこと」「特に健診について実施主体とデータ生成元を分けるべきこと」、情報部会からは、「ビジネス関係図」と「データの流れ」は明確に区別すべきこと等のご意見をいただいている。
- ✓ 仲介者については「経産省のヘルスケアサービスガイドラインのあり方」を参照したが、PHR における仲介者とは若干齟齬があるので、この点についても修正の予定である。
- ・ （経産省 高木様）「ヘルスケアサービスガイドラインのあり方」の中では、契約の有無とは関係のない紹介者という意味合いで「仲介者」という言い方をしている。

<議論>

- ・ （樋口委員）マイナポータルの利用を進めることで、「マイナポータルに入っている様々な情報を個人が見て行動変容をする」という原則論で進んでいるが、実

際は個人ではマイナポータルを利用できない人がいることを考えて、PHR 事業者等が個人に代わって利用を支援することが必要だと思っている。「個人がマイナポータルを利用して健診等情報を見て、PHR サービス事業者に提供する」という形は現実的には難しいと思うが、PHR サービス事業者が法律上の代理人（PHR サービス事業者が、個人のマイナポータルを直接利用して、個人にサービスを提供すること）として、個人のマイナポータルを利用して情報を得ることは問題ないのか。

- ・（高橋部会員）マイナポータル API に PHR システムが接続する形である。個人は PHR サービス内で同意をすることで、PHR システムからマイナポータル API に接続して情報を取得する形である。
- ・（樋口委員）これは、あくまで個人が行うという立て付けになるのか。
- ・（高橋部会員）あくまで個人の同意のもとで行う立て付けである。実際の PHR サービスにおけるシステムの構成・データの流れという観点から見れば、PHR システムがマイナポータルに接続してデータを取得する形になると思われる。
- ・（樋口委員）それは、毎回同意を取る形となるのか。それとも包括同意として、その後は PHR 事業者が継続して行うという形となるのか。
- ・（経産省 山田様）まだ確定していないが、基本的にはデータを取得する際に、「都度」同意を得る方向となる。一度、同意したら常にデータが流れ続ける形としない想定である。
- ・（樋口委員）「都度」となると事業として成り立つのかが疑問ではある。もう 1 点、マイナポータルの中身としては、健診等情報だけではなく医療情報も含むと思う。PHR 事業者が入手する情報は、どういう情報を扱うのかにも関係するが、何か入手する情報の種類を制限できるようなシステムなのか。
- ・（経産省 山田様）マイナポータルから取得できる情報自体は厚労省で決めるものである。すでに予防接種情報は取得でき、来年 3 月からは特定健診、その後に薬剤情報ということが決まっている。その後は、議論を経て順次情報が入っていく予定である。
- ・（水戸理事）懸念されている点は、サービスの具体的な内容にも絡むと思うが、本指針内で議論するテーマになるかと思う。
- ・（山本理事）「母親が子供の情報を入れたい」「介護施設が被介護者の健康情報を入れたい」というケースがある。「個人」という記載があるが、代理人や家族というケースはどのように考えているのか。特にマイナポータル API からデータを取得する際に、代理者が行う場合の立て付けはどうなるのか。
- ・（高橋部会員）現状はそこまで検討できていない。
- ・（山本理事）PHR を使えるのは若い人になってしまうが、実際に PHR を使いたいのは高齢者や幼児などになるかと思うので、この点も検討できた方がよいと思う。
- ・（樋口委員）医療の現場では、高齢者の場合には、インフォームドコンセントを取る際にも、実際は家族が同席の上で説明を聞き、サインをするのが普通である。契約の際には、金融機関でも適合性の原則があって、高齢者だけでは相手にしない話もある。民間 PHR 事業者が契約相手をどうするか議論もあるので、この点についても検討しないわけにはいかないと思う。
- ・（水戸部会員）法律通り、成年後見や未成年者の法定代理人として対応するのか、それとも終末医療のようにご家族の同意で進めることも考えるのか。本協議会だけでは決められないと思うが、そういった論点の指摘は重要であると思う。

3. 本ガイドライン（指針）構成および進め方について

- ・（立山部会員）本助成事業の成果物を来年2月までに出す必要があること、医療部会にて実用的な指針とするためにオンライン診療の指針が参考になるのではないかとというご意見があったことから、全体の構成を見直した。今までの内容を含んだ上で全体を組み替えた形であるが、この方向性で進めていくことで問題ないかご意見をいただきたい。
- ・（樋口委員）高齢者の問題をやっている中で、アメリカのナースিংホームの契約を読むと、こういう項目の中に、患者に限らず「対象者・主体者・個人の権利」という項目を立てている。サービス提供にあたっての基本理念の中に組み込む形でもよいが、事業者としても、「サービス内容に対して個人の権利を尊重する」という旨を基本理念と並べて示した方がよいと思う。事業者向けのガイドラインであっても、個人の権利を尊重していることを打ち出さないと PHR 事業は発展しないので、そういう姿勢を打ち出す意味でも、縛りにならない努力義務として利用者側の立場も考えているという書き方をするとよいのではないかと。
- ・（立山部会員）基本理念の中の「ユーザーの健康、安全、権利の確保」は、別章として分けた方がよいという理解でよいのか。
- ・（樋口委員）目立たせた方がよいのではないかとという意見である。
- ・（石見理事）基本理念は今の話も含めて、基本的な方向性を示す最初の提言となるはずなので強調していきたい。項目の構成は変更せず、基本理念が大事であることがわかるように記載できればよいかと考える。
- ・（水戸理事）すわりのよい文章を考えるのもよいと思われる。もともと PGD を軸にしようという発想であり、個人の権利の尊重が出发点なので、それを表現していけるとよい。例として、放送局で BPO（放送倫理・番組向上機構）があるが、報道される人や視聴者等の対象を念頭に置いて、放送局の各社が連合で作った組織でありガイドラインである。そのように両立も可能と考えられるし、存在意義として個人のことを記載するのはよいと思う。
- ・（立山部会員）昨日の情報部会で、目的がはっきり分からないので別章を設けるべきというご意見と、PGD だけではなく「PHR と PGD の考え方」と変えるべきというご意見をいただいている。
- ・（斎藤部会員）関連して VI.1（3）で削除されている「PHR サービス利用者に対する義務と責任」についても何かしらの方向で含めるべきかと思う。
- ・（水戸理事）以上を踏まえて基本理念を考えていただくとよいと思う。
- ・（立山部会員）今までは「業界自主ガイドライン」と呼んでいたが、これから国でまとめるガイドラインと混同することから、仮置きとして「指針」という言葉で混同しないように進めることでよいのか。成果物に対して、どのような名称とするかは今後検討していく予定である。
- ・（水戸理事）本来であれば指針が出た上で、それに基づいてガイドラインが策定されるものだが、並行して動いているので、現状は「指針」という言葉で進めたい。

4. 本ガイドライン（指針）の報告書内容（提言等）について（別紙：PHR ガイドライン案を参照）

- ・（水戸理事）指針の内容について、斎藤部会員と作成した全体の構成やリマークすべき内容を斎藤部会員より説明いただきながら議論を進めたい。

- ・（斎藤部会員）内容としては第1～3章で分けている。用語の定義についての積み残しの確認、項目案についての議論、指針に載せる内容の叩き台を作成した。

第1：用語の定義について

- ✓ 医療行為：ELSI 部会としては医師法等の定義で進めたい。
- ✓ 第三者提供：事務局では「第三者提供サービス（機能）」となっていたが不明確だったために「第三者提供機能」「第三者提供サービス」と分けて明確化した。
- ✓ 第三者提供機能：もともとの「第三者提供」の記載に修正した。
- ✓ 第三者提供サービス：項目を分けただけで「第三者提供機能」と定義としては同一としている。

<議論>

- ・（樋口委員）第三者提供が研究開発等のためとなっているのは、「本人の健康増進のためのレコメンドサービスなどは、あくまで事業者自身が行うことであって、第三者に依頼することはないから」という建前でよい。
- ・（山本理事）第三者提供サービスとなったときには、直接 PHR 事業者が医療機関と提携して本人に返す場合には、第三者提供になるだろうが、直接返ってくるという意味で第三者提供にあたらないと事務局としては考えたのではない。研究開発やマーケティングなど、第三者が利益を得るサービスを意図してあげた言葉ではないか。
- ・（高橋部会員）国の方で「記録保管・閲覧」「リコメンド」「第三者提供」が PHR 機能として分類がされている中で、第三者として研究開発やマーケティングを想定していると考え。ただし、他の事業者にデータを移動させる点については国の方でも議論はされていないと思う。
- ・（樋口委員）「研究開発等」というように「等」でひっくりめて何でもやれるようになってしまう。「研究開発」という言葉が最初に出てくるとそこに注目されてしまう。「研究」は進めていただきたいが、「開発」とは何を想定しているかという話になるので、定義づけするのは難しいと思う。レコメンドにおいても、レコメンドに優れた機関（事業者）が出てきた時に、その第三者に聞くことはいくらでもあるように思われる。ここで「研究開発」のためとすると、「本人のためではない第三者提供」だけに狭める形になるので、よくないのではないかと個人的には思う。国のガイドラインが定まっていない時点で議論しても効率的ではないかもしれない。
- ・（斎藤部会員）第三者提供を限定してしまうと、リコメンドを依頼する際の指針について何も書けなくなってしまうので、事業者にとってそれが本当に良いことかは考えねばならない。そのような考えられるべき内容について定義に含めるか、別途項目を設けていけるといいのではない。
- ・（石見理事）別項目として設けた上で、国側とずれないように、第三者提供の中に入れるかどうかは国側に合わせる方向でいかがか。
- ・（水戸理事）「等」について、法律では等の中身を予め定義する。「等」についても「あくまで例示」という考え方と「広く含める」という考え方がある。
- ・（石見理事）事業者に対しては、「等」について、きちんと例を示す方がよいかと思う。

- ・（経産省 飯村様）研究開発だけではなく、他の民間事業者も含めた形で記載いただくのが良い。もちろん国のガイドラインが今後どうなるかも議論があるので、それに合わせてもらいたい。

第2：ガイドラインの項目案について

- ・（斎藤部会員）「国のガイドラインと本指針の位置づけ」は、本指針全般に係る内容なので、「関連法令等」の移すのが良いのではないかな。
⇒ 出席者より異議なし

第3：ガイドライン案について

- ・（斎藤部会員）最低限の内容として提案するものである。特に考え方について議論させていただきたい。本項目については、個人情報保護法、各種ガイドライン、3省2ガイドラインの記載を参考しつつ、最低限の点について提案させていただいている。
- ・（立山部会員）別の項目で記載した方が良いものがあれば、皆様のご意見を踏まえて適宜組み替えてもらいたい。

1. PHR サービス提供に関する事項

（1）医療者・事業者－利用者の関係/合意（説明と同意）

（サービス開始時、提供時、終了時）

ア 契約締結時

（ア）明確な説明及び明示的な合意説明

<議論>

- ・（高橋部会員）「セキュリティのリスクについて事業者の説明と同意を得た上で利用開始する」という点は、情報部会でも3省2ガイドラインの同じ文章を参照している。類似の内容が数箇所に記載されてもよいのか。
- ・（斎藤部会員）どこかで説明と合意を含めるべきではないかという考えから、契約締結時の説明に入れている。情報部会ともすり合わせて進めたい。

（イ）同意の取得

- ・（斎藤部会員）同意の取得については、対象となるPHRデータの範囲を広く捉えて考えた。「PHRデータの一部が個人情報にあたることから個人情報保護法の遵守が必要」など、法令・ガイドラインの記載を参照し、最低限の内容を記載している。他に含めた方がよいものがあればご意見をいただきたい。
⇒ 特に意見・異議なし

（ウ）利用目的の通知等

- ・（斎藤部会員）個人情報保護法とそのガイドラインの内容より抜粋している。

<議論>

- ・（樋口委員）同意取得のイメージについて、手術や介護施設に入るサービス提供契約を結ぶ際は、対面で行われる。介護施設においては、契約書をすべて読み上げることが必要な場合もある。今回のような同意取得

については、対面は考えにくい。どのような同意取得方法をイメージしているのか。

- ・（斎藤部会員）アプリケーション内で利用規約やプライバシーポリシーへの同意を取得するイメージである。PHR に関しては対面では考えにくいと思う。説明についても、電磁的記録を含むので、アプリ内やウェブページを用いることを想定していた。
- ・（高橋部会員）民間部会でのヒアリングが必要かもしれないが、医療機関や自治体の PHR であれば紙で同意を取得しているケースもありうる。
- ・（山本理事）PHR なので、eConsent（電子的同意）について積極的に研究していくとよいのではないか。公共の病院などでは eConsent は遅れると思うが、PHR で eConsent を先導できるとよいと思う。
- ・（斎藤部会員）重要な点かと思うので、別途検討させていただきたい。
- ・（樋口委員）実際には医師などが対面で説明した上で同意を取得していると思うが、仲介者が関わると責任分界の話になる。3省2ガイドラインにおいても、「誰がどの程度の責任を負うかをできるだけはっきりさせたい」という「医療機関」と「事業者」の責任分界点がキーワードになっている。最初からパソコンやアプリケーション内で同意を取っていく形だと高齢者などに普及しないのではないか。特に、e コマースは同意をしないと次に進めないものが多いので、何かしら自分のこだわりを入力できる（反映できる）仕組みが作れないか。しかも高齢者だけでなく、家族などの補助を受けて、納得の上で同意する仕組みが作れるとよいと思う。

（エ） プログラム医療機器該当性について

- ・（斎藤部会員）本項目はリコmend機能に関わってくるが、医療機器に該当すると薬機法が絡んでくるので、「薬機法上のプログラム医療機器に該当する場合には関連法令を参照する」ことを述べるべきと考えている。項目を記載する場所を検討中だが、より詳細な内容ともに改めて提案したい。
⇒ 特に異議なし

イ 契約期間中

（ア） 契約期間中の同意の確認

- ・（斎藤部会員）国の PHR ガイドラインで、アプリケーション内でラジオボタンの ON/OFF などでも同意を得るような形と想定していると聞いているので、この点は国のガイドラインと整合性を取る形が望ましいと考えている。
⇒ 特に異議なし

（イ） 契約中の合意の維持

- ・（斎藤部会員）本項目は、契約合意の維持に関する記載をどうするかについて、具体的な案をお伺いしたい。3省2ガイドラインには合意の維持についての記載があるが、本指針（PHR）ではいかがか。

<議論>

- ・（樋口委員）実際に何十万人という利用者がいたときに、合意形成をやり直すのは大変なことなので、ビジネスモデルとして成立しないのでは

ないかと思う。せいぜい普通にオプトアウトを認めるくらいが最大限ではないか。むしろモニタリングとしては、事業者団体など苦情申し立てやオンブズマンの仕組みでやる方がよいように思う。

- ・（斎藤部会員）何万人の利用者への合意形成を行うことは現実的ではないので、本指針では特に記載しない方向で進めたいが問題ないか。
- ⇒ 特に異議なし

（ウ） 利用目的の遵守及び変更

- ・（斎藤部会員）本項目は、個人情報保護法の規定を転記しているが、この法律を超えて厳しくすることがあれば、ご意見いただきたい。

<議論>

- ・（高橋部会員）利用規約が改訂されて、元の規約の範囲を超えることになった場合で、新たに本人の同意が取れなかった場合はどうなるのか。利用目的の変更時にすべての利用者から同意を得るのは現実的ではない。合理的な範囲を超えた変更時はどのように考えるべきか。PHRは本人の健康に関わるので、再同意がとれずサービス提供が止まってしまうことも問題になるかと思うが。この点について考えられるパターンを整理できた方がよいのでは。
- ・（斎藤部会員）利用目的の変更が認められるかの話である。新たな利用目的があって、それが合理的な範囲を超えた場合には問題が生じるというものである。合理的な範囲を超えたら、即座にサービスを停止するという話ではないかと思う。
- ・（高橋部会員）新たなサービスが出てきたときに、利用規約を変更することがあるかと思うが、その際に、事業者としてどのような対応をするのが望ましいかを具体的に示されるとありがたい。
- ・（斎藤部会員）指針に事例を含めることを検討したい。

ウ 国のガイドラインと本ガイドラインの位置づけ

- ・（斎藤部会員）「本指針は国のガイドラインを補うものである」という理解で記載しているが、その認識で間違いはないか。なお本件は全体での議論と整合すべき議論と考えている。
- ⇒ 新たに別途確認させていただく

【最低限遵守する事項】

- ・（斎藤部会員）最低限遵守する事項として、要配慮個人情報の取り扱い（個人情報保護法に則り、オプトアウトによる取得および第三者提供は認められないこと）について記載している。
- ・（高橋部会員）第三者提供の中に他のPHR事業者へのデータ移動も含めるという話があったが、同意を取った上での第三者提供もできないのか。
- ・（斎藤部会員）オプトアウトによる「取得及び第三者提供」が不可能ということである。
- ・（立山部会員）情報部会で「最低限遵守する事項」を設けない方がよいという議論があったので、記載方針についてご意見をいただきたい。

- ・（水戸理事）一般的に世の中のガイドラインで「最低限遵守する事項」をわけている例はあまりないかと思う。
- ・（樋口委員）医療情報の安全管理ガイドラインにおいても、セキュリティをどう守っていただくかという点で、「最低限遵守する事項」を示す形になっている。現場の環境は様々で一律というわけにはいかないので、徐々にセキュリティを高めていく必要があることから、「最低限遵守すべき事項」と「推奨する事項」として分けて示している例はある。
- ・（水戸理事）記載方法は様々かと思うが、そのガイドラインは「最低限遵守すべき事項」という項目立てになっているのか。
- ・（樋口委員）そのガイドラインは、それぞれの項目について「最低限遵守すべき事項」をはっきり分けて記載している。
- ・（水戸理事）「守るべき事項」と「守ることが望ましい事項」という2段階で記載する形で進めるのはよいかと思う。
- ・（山本理事）医療情報の安全管理ガイドラインについて、当初はそのような形で出すことに効果があったと思われるが、現在はこの点を悪用する（最低限の仕様だけで入札する、最低限のことしかやらない）事業者が出ている。現場の医療情報管理者としては、そこが困っている点である。
- ・（高橋部会員）情報と法律では観点が違うと思っている。情報においては、現在では古い基準が最低限遵守すべき事項として記載されているために、まったく無意味なことを遵守しないといけない例が出てきている。情報は変化が激しいので、「最低限遵守すべき事項」として記載するのは望ましくないのではないかという話になったと理解している。「技術」と「法律」の最低限遵守すべき事項は分けて考えるべきではないか。
- ・（斎藤部会員）法律上の守るべきことは、「最低限遵守すべき事項」としなくても記載方法は工夫できるところなので、ELSI 単体ではなく、部会全体の方針を踏まえて考えてはどうか。
- ・（石見理事）方向性としては、全体の底上げをしていくことなので、「守るべき事項」と「推奨」の2段階で組みわせることになると考えているが、対象や背景の違いに合わせて、全体がそろった中で表現を整えるようにしたい。
- ・（斎藤部会員）「考え方」と「推奨される事項」の違いは、どのような想定なのか。
- ・（石見理事）大まかには、「推奨される事項」には具体例を記載する想定である。事業者向けということもあり、なるべく具体的な事例を書いた方が理解しやすいのではないかという考えが基本にある。
- ・（斎藤部会員）「推奨される事項」と「望ましい例」とでは、具体化の程度が違うということか。
- ・（石見理事）あくまでオンライン診療の指針を例として持ってきているものなので、ここまで詳細に分けなくても良い場合もある。必ずしもすべての項目に必要なわけではない。

【推奨される事項】

同意の取得

- ・（斎藤部会員）PHR データと取得する際および第三者提供する際は、事前に利用者から同意を取得することを記載している。この点については、個人情報保

護法の例外（同意がなくても取得できる場合）があるが、基本的には同意を取得していただくために、推奨される事項として記載した。

⇒ 特に異議なし

（３）本人確認（PHR サービス利用者に対する義務と責任）

ア 本人確認

（ア）開示等の請求の際の本人確認

- ・ （斎藤部会員）個人情報保護法上の開示や削除の際の本人確認について記載している。この記載は、個人情報保護法３２条２項、および通則ガイドラインから引用したものである。

⇒ 特に異議なし

（イ）保険証による本人確認

- ・ （斎藤部会員）法令上の話として、「健康保険事業以外で保険証番号の告知を求めてはいけない」「本人確認に使う際にはマスキングを施す」という法律があるので把握してもらいたいという内容である。PHR サービスをアプリ等で利用する際に保険証の提示を求める事業者もいるという前提で記載した。

⇒ 特に異議なし

イ サービス提供期間中

（ア）総論

- ・ （斎藤部会員）当たり前のことだが、契約内容を遵守することということに触れておいた方がよいので記載している。

⇒ 特に異議なし

（イ）公表等の対処事項

- ・ （斎藤部会員）本項目は、公表すべき情報について通則ガイドラインを参考に記載したものである。

⇒ 特に異議なし

（ウ）開示等への対応

- ・ （斎藤部会員）民間 PHR サービス利用者から、個人情報の開示・訂正・利用停止等を求められた場合、個人情報保護法等に従って適切に対処することについて、確認のために記載した。

⇒ 特に異議なし

（エ）危機管理対応

- ・ （斎藤部会員）本項目は提供事業者ガイドラインを参考にして記載している。検討事項としてのセキュリティ事故が生じた場合の具体的な対応内容についてどう規定すべきかについては、情報部会ともすり合わせが必要と思われる。

⇒ 特に異議なし

ウ サービス終了時

(ア) 情報の破棄

- ・ (斎藤部会員) 「契約内容に従って情報破棄等を確実に行うこと」また、後に紛争が起こる可能性を想定して、「返却・移管・破棄を適切に行った証跡を残す」という内容を含めておいた方がよいと考え記載した。個人情報保護法、提供事業者ガイドラインを参照した。

<議論>

- ・ (高橋部会員) 情報の返却・移管については国でも規定の作成を進めているはずなので、「国の規定と整合性を取る」ということも含めておいてよいのではないかと。国に合わせると、「破棄」ではなく「返却」という表現になるかもしれない。
- ・ (斎藤部会員) その点も追記したい。

【最低限遵守する事項】

ア 個人情報の適正な取得

- ・ (斎藤部会員) 本項目は、「偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない」という法令そのままである。具体的な不正の手段を記載することも検討すべきかと思う。
⇒ 特に異議なし

(6) 他の事業者・第三者へのデータ提供（個人情報の取扱い）

ア 個人情報の第三者提供

(ア) 確認・記録義務

- ・ (斎藤部会員) 法令そのままの内容である。
⇒ 特に異議なし

(イ) 第三者提供停止の請求

- ・ (斎藤部会員) 本項目も法令に沿った記載である。

<議論>

- ・ (高橋部会員) 当該第三者提供の停止とは、「その請求以降のデータの提供停止」という認識でよいか。すでに提供済みの情報を返却していただくのは不可能かと思う。国でもこの点について検討されていると思うが、法律上どうなのかが気になった。
- ・ (水戸理事) 法律上は「その後の第三者提供停止」という意味である。
- ・ (斎藤部会員) 時間の関係で、その他の項目については、内容を確認いただいた後で別途コメントいただきたい。

5. その他

- ・ (石見理事) スケジュールについて確認。
✓ 各部会を取りまとめ作業を進めて、全体会議を12月23日に開催予定。

- ✓ 進め方としては、暫定版として各部会の情報をなるべく早く共有の上、部会員で取りまとめて全体を 12 月 23 日で議論できるようにする。（追加会議を検討している部会もあるので、本部会も必要に応じて検討したい。）
 - ✓ 同時進行で事業者の意見を吸い上げる動きを進めているので、次回の全体会議で共有したい。
 - ✓ 成果物の報告会として、2 月 11 日午後に東京でフォーラムを開催予定としている（オンラインのハイブリッド開催）。
 - ✓ 経産省より中間報告を求められている。報告内容については、検討の自身というよりは進捗報告が主となるが、経産省様と事務局の間で成果物のイメージについてもすり合わせて全体会議等で共有したい。
- ・ （経産省 飯村様）成果物の見せ方については相談が必要だが、最終的にはあくまで民間事業者による自主ガイドラインの策定であり、民間事業者による策定にあたっての提言をまとめていただくイメージで考えている。表現の問題等を含めて、成果物のまとめ方については事務局・石見先生と相談したい。

以上